

令和3年度 諏訪湖環境研究センター（仮称）展示設計等委託業務 特記仕様書（案）

1 趣旨

本仕様書は、令和3年度 諏訪湖環境研究センター（仮称）展示設計等委託業務に当たり、委託契約書に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 令和3年度 諏訪湖環境研究センター（仮称）展示設計等委託業務
- (2) 業務箇所 長野県男女共同参画センター（長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号）
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和4年3月22日までとする。

3 施設等の概要

- (1) 施設
 - ・主要用途 事務室、調査研究室、展示
 - ・構造 R C造（一部S造） 4階
 - ・延べ面積 3,358 m²
 - ・建築年 昭和59年
 - ・施設内容 事務室、調査研究室、展示、トイレ（男、女、多目的）、その他（倉庫、設備室等）
- (2) 制作設置等の条件等
 - ・予定事業費 約 40,000 千円（税込）
 - ・予定工期 令和4年6月から令和5年3月

4 業務計画及び報告

- (1) 契約締結後、速やかに業務計画書（業務概要、業務実施方針、業務実施体制、業務工程表等）を提出すること。
- (2) 「諏訪湖環境研究センター（仮称）設置改修ほか工事設計業務」の受注者と密に連携し、業務を遂行するとともに、進捗状況を適宜報告すること。
- (3) 令和3年12月末を目途に、下記6（2）展示基本設計業務について提示すること。
- (4) 関係法令及び条例に基づく各種申請手続が必要な場合は、委託期間内に実施すること。
- (5) 業務が完了したときは、速やかに成果物及び業務完了報告書を提出すること。

5 業務スケジュール

| | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | 令和4年度 | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------|----|----|---|----|----|----|----|----|------|---|----|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 展示 | | | | | 入札 | 設計 | | | | | | 入札 | 製作・設置 | | | | | | | | | | | |
| (参考) 建物改修工事 | | 入札 | 設計 | | | | | | 入札 | 改修工事 | | | | | | | | | | | | | | |

※本スケジュールはおおまかな業務スケジュールであり変更もあり得る。

6 業務内容

(1) 基本事項

受注者は、「諏訪湖環境研究センター（仮称）のあり方（案）」及び「諏訪湖環境研究センター（仮称）における展示の考え方」を踏まえ、水環境に特化した研究機関として、すべての世代の利用者に諏訪湖をはじめとした県内の河川、湖沼等の水環境保全のための学びを提供できる内容となるよう業務を進めること。

また、「諏訪湖環境研究センター（仮称）設置改修ほか工事設計業務」受注者と必要な調整を図ること。

(2) 展示基本設計業務

- ・ 基本的な考え方（展示等の特徴、設計方針など）
- ・ 展示等の配置、空間構成、動線、演出等の検討
- ・ 基本設計図等の作成
- ・ 展示構成リストの作成
- ・ 展示等イメージパースの作成
- ・ 関連施設等との連携に係る概要説明資料の作成
- ・ 展示等制作・施工の概略工程表の作成
- ・ 概算整備費の算出
- ・ その他発注者が必要と認める事項

(3) 展示実施設計業務

- ・ 展示等の内容、演出方法の確定
- ・ 展示等レイアウト図の作成
- ・ 展示等実施設計図（展示物、展示設備、什器、造形等）の作成
- ・ 展示映像・音響機器システム設計図、コンテンツシナリオの作成
- ・ 展示照明等設備配置図・配線図等の作成
- ・ 展示等の設備、機器、備品等のリスト作成
- ・ 展示制作工程表の作成
- ・ 各種数量計算書の作成
- ・ 展示積算書の作成
- ・ 維持管理のコスト、手法の検討
- ・ 制作設置業務（令和4年度実施予定）の発注に必要な特記仕様書の作成
- ・ その他発注者が必要と認める事項

(4) 業務に当たっての留意事項

- ・ 適宜、協議・報告を行うこと。必要に応じて関係者との協議・調整を行い、協議・報告実施後は必ず打合せ記録簿を作成すること。
- ・ 上記6（3）展示実施計画業務は、上記6（2）展示基本設計業務の内容について発注者の了承を得た上で着手すること。
- ・ 地域産材の積極的な利用を考慮するとともに、環境負荷（LED照明、省エネルギー等）の低減に配慮すること。
- ・ 展示等は、保守性、メンテナンス性、経済性に優れており、ライフサイクルコストの低減、維持管理の容易さを考慮すること。
- ・ 展示等制作物の構造、デザインは、操作性、安全性、衛生面、バリアフリー、ユニバーサルデザインを考慮すること。
- ・ 展示等制作物は、入れ替え、更新可能なものとし、可変性の高い展示となるよう工夫すること。

7 適用基準等

設計業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等によるほか、以下の基準を適用する。※最新のものを採用すること。

(1) 共通

- 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (平成 28 年版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 同 上 (令和 3 年版)
- 公共建築工事共通費積算基準 同 上 (平成 28 年版)
- 官庁施設の基本的性能基準 同 上 (令和 2 年版)
- 建築工事における電子納品にかかる試行要領 長野県建設部
- 建設部公共事業環境配慮指針 同 上
- 長野県建設リサイクル推進指針 同 上
- 信州リサイクル製品率先利用方針 長野県環境部
- 長野県グリーン購入推進方針 同 上
- 長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針 長野県林務部

(2) 建築

- 建築設計基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (令和元年版)
- 建築構造設計基準 同 上 (令和 3 年版)
- 木造計画・設計基準 同 上 (平成 29 年版)
- 建築工事標準詳細図 同 上 (平成 28 年版)
- 建築工事設計図書作成基準 同 上 (令和 2 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築木造工事標準仕様書 同 上 (平成 31 年版)

(3) 建築積算

- 公共建築数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (平成 29 年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) 同 上 (平成 30 年版)
- 公共建築改修工事の積算マニュアル 同 上 (平成 27 年版)

(4) 設備

- 建築設備計画基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (令和 3 年版)
- 建築設備設計基準 同 上 (令和 3 年版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 同 上 (令和 3 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 同 上 (平成 31 年版)

(5) 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (平成 29 年版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) 同 上 (平成 30 年版)

8 成果物、提出部数等

(1) 展示基本設計

展示基本設計の成果物は「6 業務内容 (2) 展示基本設計」のとおりとし、体裁・提出部数等は、表 1-1 による。(表 1-1)

| 種 別 | 体 裁 | 部 数 | 備 考 |
|--|------------------------|-----|---------------------|
| ◎基本設計図 | ファイル綴じ (A 3 又は A 4) | 1 部 | 電子データ (PDF 形式) を含む |
| ◎制作費概算書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎制作・施工概略工程表 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎展示等イメージパース図 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データ (JPEG 形式) を含む |
| ◎打ち合わせ書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎その他関係書類 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| 1) 電子データ類は、CD-R 又は DVD-R に収録し提出する。(2 枚) | | | |
| 2) 電子データの形式に指定のない場合は、発注者において 2 次利用できる形式のものとする。 | | | |

(2) 展示実施設計

展示実施設計の成果物の体裁・提出部数等は、表 1-2 による。(表 1-2)

| 種 別 | 体 裁 | 部 数 | 備 考 |
|--|--------------|-----|---|
| ◎展示等実施設計図 | 白焼き製本 (A 3) | 1 部 | 電子データ (PDF 形式) を含む <small>(表紙、図面目録、特記仕様書、意匠図 (平面図、立面図、断面図)、造作図、グラフィック図、造作・模型・設備図、映像・情報装置図、映像・情報コンテンツ等シノブシス、演出照明・電気設備図、工程表、機器一覧表、機器姿図、展示に関する詳細図、その他必要とされる図面等)</small> |
| ◎各種数量計算書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎展示積算書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 根拠資料等含む 電子データを含む |
| ◎展示概要説明資料 | ファイル綴じ (A 3) | 1 部 | A 3 2 枚程度 電子データを含む |
| ◎展示パース図 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎設計説明書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 設計意図伝達事項の記載を含む 電子データを含む |
| ◎打ち合わせ書 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| ◎カタログ等 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 一般備品等 |
| ◎その他関係書類 | ファイル綴じ (A 4) | 1 部 | 電子データを含む |
| 1) 電子データ類は、CD-R 又は DVD-R に収録し提出する。(2 枚) | | | |
| 2) 電子データの形式に指定のない場合は、発注者において 2 次利用できる形式のものとする。 | | | |

9 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策

- (1) 受注者が本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 本業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。
- (3) 受注者は成果品 (業務の履行課程において得られた記録等を含む。) を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行における成果物の所有権は全て長野県に帰属するものとする。

イ 成果物が著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物 (以下「著作物」という。) に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。) を当該著作物の引渡時に長野県に無償で譲渡するものとする。

ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等 (以下、「権利留保物」という。) については、受注者に留保するものとし、この場合、長野県は権利留

保物についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないように留意すること。

11 その他

- (1) 受注者は、やむを得ない事情により、本特記仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、本特記仕様書に記載されていない事項については、発注者の指示に従わなければならない。
- (3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受注者は、本特記仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、発注者と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、事業を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (6) 本特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。
- (7) 提出された成果物は、当該施設に係る設計又は工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- (8) 受注者は写真・映像の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - ア 写真・映像は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用する事ができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - イ 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - ① 写真・映像を公表すること。
 - ② 写真・映像を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- (9) 提出された設計図には、設計に関係した管理技術者、担当技術者等の所属、氏名を明示するとともに、完成図にも同様の表示を行うことに同意すること。